



埼玉県報

第208号
令和3年(2021年)
5月14日
金曜日

目次

告示

- 新型コロナウイルス感染症に関するテレビスポットCMの制作・放送業務委託に関する契約の相手方等の公示（広報課）
- 彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する入札公告（広報課）
- 埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示（温暖化対策課）
- 上里西部土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 県道野田岩槻線の供用の開始（越谷県土整備事務所）
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ウェット炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用粉末活性炭（ドライ炭）の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示（水道管理課）
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第六百十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

新型コロナウイルス感染症に関するテレビスポットCMの制作・放送業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社テレビ埼玉 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目36番4号

5 契約金額

69,212,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第六百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

彩の国だよりの新聞折り込み及び配布業務委託 約1,926千部×9回

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から令和4年3月31日（木）まで

(4) 履行場所

県内全域

(5) 入札方法

入札金額は、各1部当たり（8ページ物・12ページ物）の単価にそれぞれの配布回数に乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第870号）に基づき、業種区分「催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他役務」のうち「広報紙新聞折り込み及び配布業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 過去3年間において、県内全域での同日一斉新聞折り込み配布の実績があること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(6) 連絡調整の担当者を常時2名以上配置し、配布が遅れることのないよう、指

示に速やかに対応できる体制をとれること。

- (7) 納入された「彩の国だより」を一時保管する場所を確保できること。
- (8) 朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、産経新聞、日本経済新聞、東京新聞又は埼玉新聞を購読する埼玉県内の全世帯（埼玉県外の新聞販売店から配布が行われている世帯を含む。）に、「彩の国だより」を同日一斉に新聞折り込みするための配布手順を示せること。

なお、この配布業務については、県の承認を得ないで、契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせることなく履行するものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県民生活部広報課テレビ・ラジオ・広報紙担当 遠藤 電話048-830-2857（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月8日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

イ 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年7月8日（木）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県庁本庁舎1階 県民生活部会議室 令和3年7月9日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。

ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」と

いう。) 第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札書に記載する金額(各1部当たり(8ページ物・12ページ物)の単価にそれぞれの配布回数に乗じて得た額の合計額) $\times 1,926$ 千部 $\times 1.10 \times 0.05$

イ 契約保証金

契約の相手方は、次の算式により算定した額以上の金額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約単価(各1部当たり(8ページ物・12ページ物)の単価にそれぞれの配布回数に乗じて得た額の合計額) $\times 1,926$ 千部 $\times 1.10 \times 0.1$

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を上記3(1)の提出場所に令和3年6月8日(火)午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の商品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入した上、必要な書類を添付して、令和3年6月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

ア 発注者埼玉県は、折り込み及び配布業務の完了の都度、受注者の支払請求

に基づき、委託料を支払うものとする。

イ 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Distribution and newspaper insertion of "The 'Sai-no-Kuni' Monthly(Sai-no-Kuni Dayori)"
1,926,000 copies nine times per year
- (2) Time-limit for tender: 10:10 a.m. 9, July, 2021. (tender submitted by mail 5:00 p.m. 8, July, 2021)
- (3) Contact point for the notice: Public Relations Division, Department of Public Services, Saitama Prefectural Government, 3-15-1, Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-2857

告 示

埼玉県告示第六百二十一号

平成二十四年埼玉県告示第四百二号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、令和三年五月十四日から施行する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

第IIIのIII中「翌年度」を「翌年度以降」と改定する。

第III第IVの第I中「削減計画期間」を次の「における目標削減率」及び「削減率I」(六中「(5)」及び「(6)」)と「削減率III中」（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間(以下「削減期間」という。)の終了する年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度。以下同じ。)までの期間」及び「平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して4年度目の年度、平成28年度から令和元年度までの間に申請を行った事業所にあつては申請を行った年度から起算して5年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度、知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間（以下「優良大規模事業所認定期間」という。）」と「削減率III中」（当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間）及び「優良大規模事業所認定期間」と改定する。

第III第IV中「方法は、削減期間」を次の「(当該削減計画期間において、大規模事業所に該当した年度から終了年度（知事が別に定めるところにより終了年度が変更された場合にあつては、当該変更後の終了年度）までの期間。以下同じ。）」及び「9月末日（）」を次の「削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和4年1月末日。ただし、」及び「4月3日」を次の「(削減期間の終了の年度が令和元年度の場合にあつては令和3年8月4日)」及び「180日を経過した日」の次に加える。以下「目標達成期限」という。）」及び「削減率III中」（終了年度の翌々年度の9月末日）及び「目標達成期限」と改定する。

告示

埼玉県告示第六百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、上里西部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	山下博一	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二
同	相川岩雄	同 同 同 長浜千三百十五番地
同	飯塚一幸	同 同 同 勅使河原千四百十六番地
同	一ノ瀬祐一	同 同 同 五明百五十番地三
同	入文隆	同 同 同 七百六十八番地
同	生方積	同 同 同 勅使河原千三百四十番地
同	金井明人	同 同 同 五明九百五十六番地
同	金井武司	同 同 同 同 七百三十二番地一
同	川田種利	同 同 同 藤木戸十番地
同	齊藤崇	同 同 同 同 十三番地
同	坂本俊雄	同 同 同 同 長浜千四百八十六番地
同	清水福次	同 同 同 同 勅使河原二千十一番地
同	鈴木安義	同 同 同 同 長浜千二百二番地
同	立石洋行	同 同 同 同 同 千三百六十二番地
同	並木孝夫	同 同 同 同 同 勅使河原千八百七十七番地
同	橋本充由	同 同 同 同 同 五明二百九十六番地
同	美澤俊則	同 同 同 同 同 帯刀四百七十番地
同	吉田昭一	同 同 同 同 同 五明五百五十九番地一
同	相川傳吉	同 同 同 同 同 同 五百五十五番地二
同	長谷川文男	同 同 同 同 同 同 長浜千八十四番地一
同	飯塚昭	同 同 同 同 同 同 五明七十六番地二
同	馬場弘次	同 同 同 同 同 同 勅使河原八百四十二番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	山下博一	埼玉県児玉郡上里町大字神保原町五百九十三番地二

告 示

埼玉県告示第六百二十三号

令和二年埼玉県告示第七百六十五号で公示した公共測量は、令和三年三月二十五日終了した旨測量計画機関である川越市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百二十四号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量 地図情報レベル1000）

三 作業地域

秩父市、小鹿野町の一部（埼玉県秩父県土整備事務所管内）

四 作業期間

令和三年四月十五日から令和三年八月二十日まで

告 示

埼玉県告示第六百二十五号

測量計画機関である富士見市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

富士見市

二 作業種類

二級基準点測量

三 作業地域

埼玉県富士見市大字南畑新田地内外

四 作業期間

令和三年五月十日から令和三年六月二十五日まで

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年五月十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年五月十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

<p>県道野田岩槻線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>春日部市大畑字前二七九番一地先から 同市大畑字前四五七番八地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和三年五月十四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>平成二十二年七月六日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第十号 で告示した道路予定区 域の一部供用開始であ る。延長八十五メー トル。</p>	<p>備 考</p>

告 示

埼玉県公営企業告示第十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,720 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番
21号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 25,300円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年1月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 646 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 5 落札金額（税込み）
1トン当たり 89,980円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年1月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,471 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 63,800 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年1月22日
- 8 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ウェット炭） 460 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
ケミテック株式会社 埼玉県さいたま市北区别所町36番地の6
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 221,100 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年1月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭（ドライ炭） 840 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
キョウワ株式会社 埼玉県久喜市清久町4-1
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 193,600 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年1月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場

告 示

埼玉県公営企業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和三年五月十四日

埼玉県公営企業管理者 北 島 通 次

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 1,853 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 14 番
21 号
- 3 落札者を決定した日
令和3年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社 埼玉県川口市川口5丁目 12 番 34 号
- 5 落札金額（税込み）
1 トン当たり 23,100 円
- 6 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和3年1月22日
- 8 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場

告示

埼玉県選管告示第二十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、さいたま市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和三年五月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
宮原コミュニティセンター	埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目百九十五番地一	公益財団法人さいたま市文化振興事業団	三百十二人
北袋町自治会館	埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目百九十番地	さいたま市長	百五十人
市民会館うらわ	埼玉県さいたま市浦和区仲町二丁目十番二十二号	公益財団法人さいたま市文化振興事業団	四百七十八人

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和三年五月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

	施設の開設主体及び名称	所在地
旧	医療法人福島会上武病院	埼玉県本庄市小島五丁目六番一号
新	医療法人福島会彩北病院	